

法第6条の認証基準・要件

要件

認証の基準に適合した業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎 (柱書)

紛争の範囲

専門的知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲の定め (1)

手続実施者等

1号の紛争の範囲に対応して、個々の手続において「ふさわしい者」を選任できること (2)

「ふさわしい者」の選任が可能な選任方法 (3)

公正な手続実施を妨げるおそれがある場合の手続実施者の排除措置 (3)
実質的支配者等の手続実施者に対する不当な影響の排除措置 (4)

(手続実施者が弁護士でない場合) 法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置 (5)

手続進行

民間ADR事業者

手続実施者



手続実施の依頼の要件・方式 (8)

他方の当事者に対する通知・確認 (9)

和解の仲介

当事者が手続を終了させるための要件・方式の定め (12)

和解成立の見込みがない場合の手続実施者による終了、通知の定め (13)

進行開始の定め (7)
終了の標準的な手続

通知

資料

報酬費用

相当な方法の定め (6)

取扱いの定め (10)

報酬費用の定め+著しく不当でないこと (15)

秘密保持等

秘密の取扱い (11), 業務に関して知り得た秘密の保持の措置 (14)

苦情の取扱い

認証手続の業務に関する苦情の取扱いについての定め (16)